

(議員の活動原則)

第〇条 議員は、市民の代表として、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員相互の言論を尊重するとともに、討議を推進すること。
- (2) 市政の課題について、市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (3) 特定の地域又は個人若しくは団体の意向にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して、積極的に政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うこと。
- (5) 市民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研究に努めること。

(会派)

第〇条 議員は、理念や政策を共有する議員で会派を構成し、活動することができる。

- 2 会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派との合意形成に努めるものとする。
- 3 議会は、議員が会派に属さないことで不利益をこうむることがないように努めるものとする。

(会議及び情報の公開)

第〇条 会議は、原則として公開とする。

- 2 議会は、インターネットで会議を中継するほか、情報を積極的に公開する。
- 3 議案に対する議員の賛否結果は公開するものとする。
- 4 議会は、地域に出向いて議会報告会や意見交換会を定期的を開催するものとする。

(市民参加)

第〇条 議会は、市民参加の機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 議会は、休日や夜間あるいは地域に出向いて会議を開催するなど、市民の参加手段の向上に努めるものとする。
- 3 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努める。
- 4 請願者や陳情者は、委員会において意見陳述等を行うことができる。

(他の条例との関係)

(目的)

第〇条 この条例は、議会を構成する議員と市長がともに選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

議会基本条例条文案

1. 議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない。
 - ・前項の議員間討論にて議会として必要と認めた事項について、議会は行政側にその旨を示さなければならない。
 - ・前項に定める議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
2. 議会は行政に対し、毎月、予算や業務の施行状況等を報告・説明を求める場を設ける。
 - ・議会は前項の場において受けた報告・説明を元に議員間議論を行い、行政側に意見を示さなければならない。
 - ・前項に定める報告・説明を求める場及び議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
3. 議会は、議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない。
 - ・前項に定める議会報告会・意見公聴会の実施に際して必要な事項は、別に定める。
4. 委員長は陳情・請願にて提出者が希望する場合は意見陳述の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見陳述の実施に際して必要な事項は、別に定める。
5. 議長は市民が希望する場合は本会議場にて意見を表明する為の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見表明の実施に際して必要な事項は、別に定める。
6. 議会はすべての会議を原則として公開しなければならない。
 - ・議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知ることができる様にしなければならない。
 - ・やむを得ぬ事情があって非公開とする場合、議長はその会議の出席者にその旨をはかり、定数の過半数以上の賛成を得なければならない。
 - (結果として非公開とする場合でも、その賛否を問う場面は公開とする。)